（略）	（略）	（略）
第二十三条第二項各号列記以外の部分	（略）	（略）
	ならない。	ならない。ただし、存続厚生年金基金が情報提供等記録開示システムを通じて取得した当該添付書類の内容に係る情報の提供を受けることにより確認が行われた場合には、その添付を省略することができる。

する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることにより確認が行われたとき又は電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書（以下「署名用電子証明書」という。）の送信をすることにより確認が行われたとき　第二項第一号に規定する書類	（略）	（略）
二　第二項第二号から第四号までに規定する書類の内容について、存続厚生年金基金が情報提供等記録開示システム（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第六条第三項に規定する情報提供等記録開示システムをいう。以下同じ。）を通じて取得した当該添付書類の内容に係る情報の提供を受けることにより確認が行われた場合　第二項第二号から第四号までに規定する書類	（略）	（略）

（略）	（略）	（略）
第二十三条第二項各号列記以外の部分	（略）	（略）
	ならない。	ならない。ただし、存続厚生年金基金が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第六条第三項に規定する情報提供等記録開示システムを通じて取得した当該添付書類の内容に係る情

する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることにより確認が行われたとき又は電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書（以下「署名用電子証明書」という。）の送信をすることにより確認が行われたとき　第二項第一号に規定する書類	（略）	（略）
二　第二項第二号から第四号までに規定する書類の内容について、存続厚生年金基金が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第六条第三項に規定する情報提供等記録開示システムを通じて取得した当該添付書類の内容に係る情報の提供を受けることにより確認が行われた場合　第二項第二号から第四号までに規定する書類	（略）	（略）